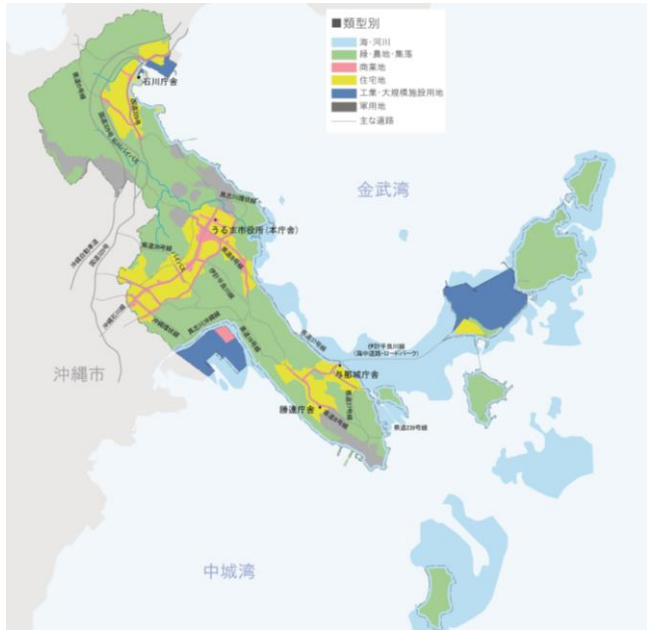


類型別方針 土地利用を考慮した景観づくりの方向性を示します

本市の景観は、商業地、住宅、農地、緑地などの土地利用の状況からその特性を類型化することができます。ここでは、景観づくりの区域を6つの土地利用特性で区分し、それぞれの景観づくりの方向性を示しました。



●商業地

- 個性とにぎわいのある商業景観をつくる



石川の商業地(石川)

●住宅地

- 人々の暮らしを重視した快適で安らぎのある住宅地景観をつくり、そだてる



江洲の住宅地(字江洲)

●工業地・大規模施設用地

- 周辺地域との調和に配慮した景観をつくる



石川火力発電所(石川赤崎)

●軍用地

- 基地内に残された良好な景観をまもるとともに、周辺地域との調和に配慮した景観をつくる



キャンプコートニー(字天願)

●海・河川

- 自然のままの海浜景観をまもり、いかす
- 緑と水のうるおいのある河川景観をそだて、いかす



具志川ビーチ(字具志川)

●緑・農地・集落

- まとまって残る緑を自然景観や眺望景観の資源としてまもる
- のどかな農業景観をまもり、そだてる
- 昔ながらの集落景観をまもる



照間のイグサ(ピーグ)畑(与那城照間・字照間)

【類型別方針の区分】

区分	該当するエリア(用途地域など)
海・河川	・海岸および海岸から100mの内陸部、干潟、浅瀬(ただし、工業系用途地域と用途未指定地域(州崎)の沿岸は除く) ・河川から25mの範囲(天願川本線(内川除く)、石川川)
緑・農地・集落	・用途未指定地域(州崎及び与那城平宮を除く)
商業地	・近隣商業地域 <区分ア> ・次の住居系用途地域のうち路線型指定のもの(道路境界線より25mの範囲) --第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 <区分イ> ・商業地域 <区分ウ> ・用途未指定地域(州崎)
住宅地	<区分ア> ・住居系用途地域のうちエリア型指定によるもの --第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域 <区分イ> ・第一種低層住居専用地域
工業・大規模施設用地	・準工業地域、工業地域、工業専用地域、用途未指定地域(与那城平宮)
軍用地	・米軍基地、自衛隊用地